

4

昭和26年度財政需要の増加に関する調

山梨縣

閉金行政支給国庫手引の取用

品名	単位	数量	金額	備考
印刷費	冊	10	100	
紙料	kg	5	500	
その他				
合計			600	



昭和26年度財政需要の増加に関する調

昭和26.6.25.現在

種	別	取		源	内		備	考
		増加経費	国庫支出金		使用料及手数料	その他		
A	法律又は通牒等による増加	486,346,000	134,346,000	132,580,000	-	338,742,000		
B	公共事業の増加による増加	13,581,000	162,045,000	315,000	2,338,000	145,501,000		
C	普通補助金の増額による増加	39,910,000	17,804,000	-	1,490,000	23,596,000		
D	新たにA系統の補助金による増加	7,981,000	371,000	-	-	8,352,000		
E	公債買入の増加	15,528,000	-	-	-	15,528,000		
合	計	606,840,000	102,660,000	128,830,000	184,800	531,919,000		

財政需要増加額 531,919,000円 に対する措置

1. 一般取財政需要額の節減に5% 200,000,000円
2. 起債の増額に5% 145,000,000円
3. 地方財政平償交付金の増額に5% 366,719,000円

註

1. 本表は、昭和25年度と比較して、法律又は通牒等によるものをはじめ、A～Eまでの分類について昭和26年度新たに財政需要の増加を招来して増額について調査した。
2. 本表は、昭和26年6月25日現在にあり補正可能なものについて調査したので、今後に及ぶに及ぶ法律又は通牒等により財政需要の増加を来すものは勿論、調査より脱落しているものについて別に加味しなされたりない。
3. 本表中面買入については調査中にあける理員について理論をもちて計算してあるので、年々買入に及ぶ買入分は含まれていない。
4. 公債買入については昨年の下半期より利率引下げが行われ、その結果、経費は従前の復旧のため買入が減少した。公債買入の増加は公債買入の増加によるものである。



α. 法律及び通牒に伴うもの

昭和26.6.23.現在

法令番号及び制定年月日	根拠法令等	増加経費	財 源			一 般 取 源	備 考
			国 庫 支 出 金	手 数 料 使 用 料	ど の 他		
昭和26.3法律第96号	結核予防法を改正する法律	16,255,000	5,588,000			10,567,000	結核予防法を改正する法律の施行(10.1)に伴い結核患者の療養費を給付するに要する経費負担率は国、都府市県、本人各占める。
	町村従業員給付組合に対する事業補助について	2,742,000				2,742,000	町村従業員の給与ベース改訂による増加分
昭和26.4法律第127号	宗叔法人法	200,000				200,000	宗叔法人法の施行に伴う事務費
昭和25.5法律第205号	国土総合開発法	6,079,000	190,000			5,889,000	国土総合開発法に基づく地方総合開発審議委員会の運営に要する経費及関係調査に要する経費の増
昭和25.12法律第261号	地方公務員法	2,700,000				2,700,000	地方公務員法による人事委員会の運営に要する経費
昭和26.6法律第202号	児童福祉法の一部を改正する法律	1,200,000	(県負担の4割、国庫負担分は国庫支出となる予定)			1,200,000	老人児童福祉施設に対する補助金(第56条の2)完成費の事業負担金の国庫負担
		5,400,000				5,400,000	身体障害児に対する療育費交付に要する経費(第21条の3)(車、車椅子、盲人安全杖等)(別表50程度の手定)
昭和26.4法律第 号	生活保護法の一部を改正する法律	13,090,000	117,667,000			13,233,000	生活保護法の一部を改正する法律の施行(10.1)に伴い従来の扶助主体市町村より県へ移管せられるに随い市町村の負担分(1割)の負担増分の外扶助率等の改訂による増加
		1,099,000	246,000			853,000	母子の街区及び養護院等の保護施設に対する県費負担の増、養護院負担率と母子の街区
昭和26.3法律第45号	社会福祉事業法	8,626,000				8,626,000	社会福祉事業法の施行に伴い、社会福祉事業(社会福祉事務所)の増員に要する経費(福祉事業[昭和30]130人分6ヶ月を算出)
"	"	5,251,000	2,745,000			2,506,000	生活保護事業視察指導に要する経費(福祉事務所の新設調査費を含む)
昭和26.3法律第45号	社会福祉事業法	287,000	202,000			85,000	社会福祉事業現任訓練に要する経費
昭和26.4法律第138号	中小企業協同組合法	439,000	20,000			419,000	中小企業協同組合法の施行に伴う指導業務費
昭和25.12法律第239号	一般職員の給与に関する法律の一部を改正する法律	2,706,530,000	7,897,000	13,258,000		2,494,980,000	
	兵庫県	65,412,000	7,897,000			57,515,000	別紙参照
	一般職員(教育委員会を含む)	2,052,410,000		13,258,000		1,983,000	



法令番号及制定年月日	根拠法令等	増加経費	取 源 内 源				備 考
			国庫支出金	手数料使用料	その他	一般財源	
昭和23.6 法律才69号	国家公務員共済組合法69條	9,465,000	-	-	-	9,465,000	
	{ 県 取 員	4,047,000	-	-	-	4,047,000	県取員の給与改訂に伴う自然増
	{ 郡 取 員	5,418,000	-	-	-	5,418,000	郡取員の給与改訂に伴う自然増
昭和26.3 法律才87号	恩給法の一部を改正する法律	25,050,000	209,100			25,259,000	給与コース改訂に伴う県郡取員に対する恩給額の改訂に関する手取
	小 計	48,634,600	134,346,000	13,258,000		338,742,000	



一般職員

県政職員給与の増減による説明書

校 別	職 階 別	従前給実績以前の一ヶ月所要額		従後給実績以前の一ヶ月所要額		給与ベース改訂前の一ヶ月所要額		級別改訂後の一ヶ月所要額					
		平均単価	員人数	全 額	平均単価	員人数	全 額	平均単価	員人数				
1	小 学 校	5,725	3,526	20,198,418	5,855	2,826	20,644,730	7,663	2,733	27,073,377	7,942	3,560	29,561,520
2	中 学 校	6,192	2,168	13,361,468	6,330	2,168	13,660,140	8,313	2,158	17,737,452	8,426	2,117	18,295,792
3	高 等 学 校	7,145	895	6,374,775	7,480	895	6,694,615	10,181	75	8,775,645	10,260	895	9,182,711
		8,908	246	7,613,688	37	246	9,613,616	4,785	246	1,226,310	4,985	246	1,226,310
4	国 務 局 職 員	5,654	121	6,841,324	-	-	-	7,362	121	8,908,222	-	-	-
5	国 務 局 平 員	4,524	14	4,987,414	-	-	-	5,710	14	7,994,014	-	-	-
6	官 学 校	5,012	26	1,303,122	5,052	26	1,313,356	6,482	26	1,695,332	6,58	26	1,712,262
7	ウ ィ 学 校	6,490	24	1,557,660	6,551	24	1,572,240	8,443	24	2,027,932	8,768	24	2,152,224
8	通 信 故 員	6,764	5	33,820	6,985	5	34,925	7,515	5	47,575	7,685	5	48,425
9	故 員 研 修 所	4,672	6	28,032	-	-	-	4,490	6	26,940	-	-	-
合 計			7,021	41,997,771		7,021	43,046,438		7,028	56,671,409		7,066	59,691,125
扶 養 手 当				5,325,000									5,419,500
勤 勞 地 手 当				743,442									490,284
一 月 所 要 額 合 計				48,066,373									64,100,909

- (1) 基本給年間所要額 767,210,709 円
- (2) 年末手当所要額 32,050,054 円
- (3) 寒冷地手当所要額 19,232,722 円
- (4) 増加財政需要年額 192,414,193 円
- (5) " " 2,017,258 円
- (6) " " 45,355 円
- (7) (1)+(2)+(3) = 208,241,806 円

二 県 庁 員

校 別	職 階 別	給与ベース改訂前の一ヶ月所要額		給与ベース改訂後の一ヶ月所要額			
		平均単価	員人数	全 額	平均単価	員人数	
本 庁	本 庁	4,689	3,000	14,067,000	6,289	3,082	19,384,600
	扶 養 手 当			2,568,000			2,902,600
	勤 勞 地 手 当			967,000			615,125
	一 月 所 要 額 合 計			17,592,000			22,702,325

- (1) 基本給年間所要額 272,427,900 円
- (2) 年末手当所要額 11,351,162 円
- (3) 寒冷地手当所要額 6,810,677 円
- (4) 増加財政需要 61,323,900 円
- (5) " " 2,555,162 円
- (6) " " 1,533,077 円
- (7) (1)+(2)+(3) = 65,412,159 円 (8)

(A) + (B) = 270,653,965 円



公共事業の増加に伴うもの

法令番号制定年月日	根拠法令等	増加経費	財源			補
			国庫支出金	手数料等用料	その他一般財源	
昭和12.5.7 林省告示第1号	土地改良事業補助金交付規程	5,100,000	2,550,000		1,275,000	農林土地改良事業
昭和12.5.11 林省告示第2号	"	195,000	165,000		30,000	団休管土地改良事業
昭和12.6.6 林省告示第6号	林業改良補助金交付規程	3,132,000	2,061,000		1,071,700	岩山植樹費
"	"	2,578,000	16,000,000		9,982,000	災害前林地復旧費(25年度原積6,000,000、26年度1,000,000)
"	"	500,000	250,000		250,000	岩山調査費
昭和11.7.17 林才4626号 農林省告示第1号	土地改良事業補助金交付規程 林業改良補助金交付規程	1,195,000	691,000		504,000	水源林造成費の減額分
"	"	312,000	187,000		125,000	災害防止林造成費
"	"	300,000	150,000		150,000	保存林標柱建設事業費
大正8 法律才58号	道路法	3,072,500	1,555,000	375,000	1,555,000	道路改良事業費(国庫補助金の増に伴う自然増)
昭和23 法律才282号	道路の補修に関する法律	2,784,000	928,000		1,856,000	道路補修事業費(国庫補助金の増に伴う自然増)
予算補助	防犯用器具	794,000	2,647,000		5,074,000	国庫補助率50%の増に伴う自然増
明治23 法律才71号	河川法	1,300,000	650,000		4,875,000	国庫補助率50%の増に伴う自然増
明治34 法律才71号	砂防法	2,970,000	2,000,000		10,000,000	通常防犯事業費(国庫補助率50%の増に伴う自然増)
予算補助	(住宅建設事業)	11,542,000	6,071,000		5,471,000	鉄筋コンクリート住宅建設事業(国庫補助率50%の増に伴う自然増)
"	"	2,111,000	1,348,000		1,763,000	市民住宅建設事業(国庫補助率50%の増に伴う自然増)
大正8 法律才36号	(都市計画道路整備事業)	896,000	448,000		448,000	国庫補助率50%の増に伴う増
昭和24 法律才89号	(天竺川河川整備事業)	5,705,000	2,206,000		2,499,000	国庫補助金の増加に伴う増
予算補助	(災害復旧助成事業費)	4,000,000	2,000,000		2,000,000	田原川 災害復旧事業費 26年度
昭和26年 法律才97号	公共土木施設災害復旧 事業(国庫補助率50%)	192,059,953	261,331,106		672,720,000	公共土木施設災害復旧事業(国庫補助率50%の増に伴う自然増)
説明	25年度	544,058,953	534,483,106		9,575,847	にあり、25年度国の補助率分(但し追復旧部分に ついては)の国庫補助率を改正した
	26年度	352,000,000	273,152,000		78,848,000	
	差引増加	192,059,953	261,331,106		672,721,53	山梨県の増(事業費352,000,000、77.6%増=273,152,000 (国庫補助金))
昭和 年 月	公立館学校の建物整備 並に災害復旧費について	1,623,000	346,000		1,969,000	戦災高等学校建物復旧費
昭和25.3 法律才34号 (国庫)15 昭和26.4 同九、公園部長	国立公園法 (国立公園整備補助金) について	3,425,000	1,712,000		1,713,000	富士箱根国立公園(山中湖等)にモデル野営場を設ける経費(国庫補助金)
小	計	1,358,100	1,620,450	375,000	3,338,000	146,501,000



○ 普通補助金の増加に伴うもの

法令制定年月日	根拠法令等	増加総費	財 源		位 位	一 般 財 源	備 考
			国庫支出金	手数料負担料			
昭和三十四年法律第120号	酸性土壌改良事業補助金交付現程	2,457,600	1,229,800			1,227,800	開石地の酸性土壌改良補助金国庫補助 府県令
昭和三十五年農林省告示第2号	土壌改良関係施設補助金交付現程	185,800	92,300			92,300	土地改良事業の経費に国庫補助金の増加に伴う増
昭和三十四年法律第60号	国民健康保険法	2,250,000	2,021,400			928,600	健康保険組合に対する事業費補助の増加に伴う増(直営診療所等の国庫補助も控除)
昭和三十五年農林省告示第15号	農業施設補助金交付現程	772,700				772,700	農業施設関係の経費に全額国庫負担の運前とあるが郡の負担の経費については国庫負担しないことになった。このため郡の負担に代わる経費付課の負担の増となる。
昭和三十五年農林省告示第14号	食糧増産確保施設補助金交付現程	5,282,100	2,769,600			2,518,500	起農運動に要する経費に国庫補助金の増加に伴う増
昭和三十六年法律第26号	内水面漁業管理委員会及び漁業権補償委員会運営に要する経費に国庫補助金の増加に伴う増	997,900	500,000			497,900	内水面漁業管理委員会及び漁業権補償委員会の運営に要する経費に国庫補助金の増加に伴う増
昭和三十六年法律第162号 昭和三十六年法律第175号 昭和三十六年法律第45号	林業施設補助金交付現程 昭和三十六年法律第175号 昭和三十六年法律第45号	1,271,700	822,300			945,900	林業施設指導員設置経費(昭和三十六年法律第175号) 昭和三十六年法律第45号
昭和三十七年法律第16号 昭和三十七年法律第18号(改正)	農業改良助長法	5,887,000	3,075,000		昭和三十七年法律第16号 昭和三十七年法律第18号(改正)	1,470,000	農業改良普及員の増員(40人)に伴う人件費及び初年度研修費及び活動に要する経費に国庫補助金の増加に伴う増
昭和三十四年法律第23号	身体障害者福祉法	877,500	725,000			152,500	国庫補助金の増加に伴う増
昭和三十六年法律第19号	土地改良法	789,400	373,000			416,400	土地改良関係文書分合指導費に国庫補助金の増加に伴う増
昭和三十七年法律第164号	児童福祉法52条	5,400,000	2,500,000			2,900,000	精神薄弱児童救済に要する経費(約100万円)に国庫補助金の増加(250,000円)に伴う増 土地買収費400,000円は補助対象外
昭和三十七年法律第14号	児童福祉法52条	3,200,000	1,200,000			2,000,000	中央児童相談所の新設に要する経費に国庫補助金土地買収費800,000円補助対象
"	"	1,500,000				1,500,000	市町村の児童福祉施設に要する経費に国庫補助金の増加に伴う増(昭和三十七年度は1,000,000円、昭和三十八年度は2,600,000円)



法令番号制定年月日	根拠法令等	増収経費	財 源		其 他	一 般 財 源	備 考
			国庫支出金	手数料・使用料			
(家畜地方病対策事業費)		696,000	248,000			448,000	牛の地方病撲滅に要する国庫補助金の増収(16年)増
昭和22/11 法律第128号	農業協同組合法	2,261,000	455,000			1,806,000	農業協同組合の指導調査を実施するための新設専任職員9名を増員するための要する職員給与の増(従来9名)
昭和24/農林省告示27号	蚕糸業関係施設補助金交付規程	510,000	255,000			255,000	桑園改良指定施設実施費(年度別24年度額各記金による)実施)
昭和26/衛生法第192号	保健所整備要綱 公安衛生部長	4,243,000	1,414,000			2,829,000	保健所整備要綱に基づく職員給与費従来266の処32人と(2)55人の増員
小	計	8,991,000	1,732,000		1,417,000	23,596,200	



d. a系統関係のもの(法令関係を除く)

法令番号制定年月日	根拠法令等	増加全費	源			備考
			国庫支出	手数料使用料	その他	
昭和26.4.法律135号	予防接種法等による 国庫負担の特例に する法律	41,000	△21,000	-	-	62,000 児童福祉審議会運営の経費。新らa系統 となる
昭和26.3.児童117号	児童福祉法による措置 のための支出の限度改訂に ついて	4,375,000	-	-	-	4,375,000 児童保護に係る全費の支出の限度改訂に伴う 全費の増及の従来市町村負担額(割)の廃 止に伴う増
	(食糧増産確保施設関係)	165,000	△222,600	-	-	387,600 新らa系統となる。
	(特殊農産物及び園芸農産物確保施 設関係)	41,000	△64,000	-	-	105,000 新らa系統となる。
	(農村工業振興副業振興関係)	46,000	△64,000	-	-	110,000 新らa系統となる。
	(農林資材事務所関係)	1,430,000	-	-	-	1,430,000 旧農林資材事務所の吸収による増加(従 来国庫委託金 定員13名)
	(商工資材事務所関係)	770,000	-	-	-	770,000 旧商産省山梨出張所の吸収による増加 (従来国庫委託金 定員7名)
昭和26.4.農林158号	厚生省薬務局長 地財委財務科長	1,113,000	-	-	-	1,113,000 薬事監視員の新設11名分の給与費。6 年度よりa系統となる。
小	計	7,981,000	△371,600	-	-	8,352,600



昭和26年度予算内容の分析

昭和26年6月25日現在

山梨縣

課名	種別	職員費	國庫補助金	地方債	義務的経費	特定財源(伴)経費	國有行政(伴)経費	単独事業	計	備考
		円	円	円	円	円	円	円	円	
秘書課					372,000		451,870		823,870	(事業繰越金を除く)
調査広報課							5,255,210	2,104,400	7,359,610	
庁舎							551,030		551,030	
総合開発審議室							1,636,360		1,636,360	
人事課					1,639,000	1,021,100	5,691,000	1,500,000	24,611,100	
文書課							733,400		733,400	
統計課			2,990,180						2,990,180	
庶務課		2,191,180	93,070		5,506,420		2,397,576		81,324,230	
税務課					942,240		2,169,600		2,211,840	
地方課			4,636,370		1,091,900	1,089,980	6,946,140	3,623,000	16,406,390	
渉外課			2,325,700						2,325,700	
観光課			2,276,700		370,000		2,322,400	2,608,500	13,577,600	
管轄課							11,874,110		11,874,110	
出納室					571,040		3,498,040		4,069,080	
厚生課			18,701,700		21,314,670	4,362,010	2,545,270	450,000	47,373,650	
児童課			11,731,760		5,953,930		1,364,030	800,000	19,849,720	
保険課			13,608,500				234,300		13,842,800	
立証課			729,600				632,400		1,362,000	
労政課		2,105,480			936,000		3,982,080		7,023,560	
取業安定課			14,114,610				165,400	200,000	14,480,010	
商工課			1,584,100		4,850,000		2,475,940	7,183,200	16,093,240	
繊維工業課							4,059,790	2,086,950	6,146,740	
電力課						187,500	1,038,800	500,000	1,726,300	
農業改良課			8,627,890				19,217,750		27,845,640	



課種別	取費	國庫補助金等経費	義務の経費	特別経費	国有行政経費	单独事	計	備
畜産課		364,100		2,425,200	15,497,150	6,965,230	28,536,710	
農務課		378,428.20			2,316,000	1,616,400	41,975,220	
食糧課		445,970		1,948,320	2,846,700	530,840	5,821,830	
蚕糸課		29,309,840			468,800	5,332,600	35,111,240	
農業組合課		1,667,750			113,025		2,800,000	
農地課		12,607,480			533,490		13,140,970	
用拓課		6,576,290			375,910	1,463,500	8,415,700	
耕地課		67,587,290				7,878,000	75,465,290	
衛生部		31,990,100	11,450,000	16,782,990	53,690,880	7,854,740	121,768,710	
工務部	19,340,540	600,108,600		1,708,000	28,970,530	55,436,750	696,564,420	
林務部		296,784,580	457,5010	8,628,590	1830,830	23,413,080	335,232,090	
教育委員会	949,414,960		32,737,390	786,000	44,957,690	3,155,560	1,031,051,600	
縣庁費	355,545,890				1,530,000		357,075,890	
合計	1,319,598,050	1,176,042,000	156,627,400	37,958,690	273,968,940	134,902,750	3,099,097,830	



昭和26年度歳入欠陥及び追加予算所要見込額

山梨 縣

昭和26年度自28日現在

現計予算中歳入欠陥を生ずるもの之を認めらるもの

料 目	金 額	手 由
地方財政平衡交付金	1,944,690.00	昭和25年度県税収入実績 昭和26年度予算計上額 昭和25年度県交付金類
児童福祉補助金	2,750,000	2,750,000
老人施設等の児童福祉金	1,018,830	566,350
県立「母子の街」	2,304,650	2,296,650
児童福祉及び身体障害児養育	4,900,000	2,500,000
国民健康保険診療施設設置費	1,155,350	695,850
建設費	1,679,800	1,081,640
建設費	3,343,170	1,712,620
建設費	838,000	1,380,000

5